

大仙市人事行政の運営等の状況

平成 26 年 12 月

大仙市

地方公務員法第58条の2及び大仙市人事行政運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成25年度における職員の任免や服務、研修等の状況を公表するものです。

公 表 事 項

1. 職員の任免及び職員数に関する状況
2. 職員の給与の状況
3. 職員の勤務時間その他の勤務条件
4. 職員の分限及び懲戒処分の状況
5. 職員の服務の状況
6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

| 区 分 | 行政 | 医師 | 医療技術 | 保健看護 | 計 |
|-----------|----|----|------|------|----|
| 平成25年4月1日 | 21 | 0 | 0 | 1 | 22 |
| 平成26年4月1日 | 18 | 0 | 0 | 5 | 23 |

※他の団体からの派遣による採用は含みません。

※年度途中の採用については翌年に計上しています。

(2) 再任用職員の状況（平成25年度）

| 区 分 | 常時勤務職員 | 短時間勤務職員 | 計 |
|--------|--------|---------|---|
| 再任用職員数 | 0 | 4 | 4 |

(3) 退職の状況（平成25年度）

| 区 分 | 定年 | 勸奨 | 普通 | 死亡 | 懲戒 | 計 |
|-------|----|----|----|----|----|----|
| 一般行政職 | 34 | 4 | 5 | 1 | 0 | 44 |
| 税 務 職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 医 師 職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 医療技術職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 保健看護職 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 5 |
| 福 祉 職 | 4 | 6 | 0 | 1 | 0 | 11 |
| 企 業 職 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 教 育 職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 技能労務職 | 5 | 2 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 計 | 46 | 15 | 6 | 2 | 0 | 69 |

(4) 職員数の状況（各年度4月1日現在）

| | | 職員数（人） | | |
|---------------|-----|--------|-------|------|
| | | 平成26 | 平成25 | 年増減 |
| 一般行政 部 門 | 議 会 | 7 | 7 | |
| | 総 務 | 225 | 227 | ▲ 2 |
| | 税 務 | 55 | 57 | ▲ 2 |
| | 民 生 | 205 | 228 | ▲ 23 |
| | 衛 生 | 58 | 60 | ▲ 2 |
| | 労 働 | 2 | 2 | |
| | 農 水 | 82 | 85 | ▲ 3 |
| | 商 工 | 21 | 20 | 1 |
| | 土 木 | 95 | 101 | ▲ 6 |
| | 小 計 | 750 | 787 | ▲ 37 |
| 特別行政 部 門 | 教 育 | 148 | 153 | ▲ 5 |
| | 小 計 | 148 | 153 | ▲ 5 |
| 公営企業等 会計部門 | 病 院 | 65 | 63 | 2 |
| | 水 道 | 27 | 28 | ▲ 1 |
| | 下水道 | 27 | 30 | ▲ 3 |
| | その他 | 12 | 12 | |
| | 小 計 | 131 | 133 | ▲ 2 |
| 合 計 | | 1,029 | 1,073 | ▲ 44 |

※この表は、地方公共団体定員管理調査の報告数値であり、教育長と1年以上連続で雇用されている常勤の臨時職員を含みます。なお、臨時職員数は8人で、平成25年度と変わりありません。

※公営企業等会計部門のその他は、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業です。

【主な増減理由】

○一般行政部門：事務の統廃合・縮小や社会福祉法人へ派遣していた職員の退職により37名の減となっております。

○特別行政部門：事務の統廃合・縮小により減員となっております。

○公営企業等会計部門：事務の統廃合・縮小により減員となっております。また、病院部門において昨年度補充ができなかった欠員を補充したため、2名の増員となっております。

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成25年度普通会計決算）

| 住民基本台帳 人口 (25年度末) | 歳出額 (A) | 実質収支 | 人件費 (B) | 人件費率 (B/A) | 前年度の 人件費率 |
|-------------------------|--------------|-----------|-------------|---------------|--------------|
| 87,239人 | 53,720,035千円 | 846,244千円 | 7,300,218千円 | 13.6% | 16.0% |

※人件費には一般職の職員と特別職の給与、報酬の他に共済費等の負担金を含みます。

(2) 職員給与費の状況（平成25年度普通会計決算）

| 職員数 (A) | 給 与 費 | | | | 1人当たり 給与費 (B/A) |
|------------|-------------|-----------|-------------|-------------|-----------------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末勤勉手当 | 計(B) | |
| 939人 | 3,026,494千円 | 430,818千円 | 1,103,682千円 | 4,560,994千円 | 4,857千円 |

※職員手当には退職手当を含みません。

※職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の給料の状況（一般行政職・平成26年4月1日現在）

| | | | | |
|---------------------------------|-------------|-------------|------------|----------|
| 初任給、 経験年数別・ 学歴別 平均給料月額 | 大 学 卒 | 初任給 | | 172,200円 |
| | | 採用2年経過後の給料額 | | 184,200円 |
| | | 経験年数 | 7年以上10年未満 | 223,208円 |
| | | | 10年以上15年未満 | 259,566円 |
| | | | 15年以上20年未満 | 305,551円 |
| | 高 校 卒 | 初任給 | | 140,100円 |
| | | 採用2年経過後の給料額 | | 148,500円 |
| | | 経験年数 | 7年以上10年未満 | — |
| | | | 10年以上15年未満 | 224,679円 |
| | | | 15年以上20年未満 | 269,521円 |
| 平均給料月額 | | | | 314,684円 |
| 平均年齢 | | | | 43.6歳 |

(4) 職員手当の状況 (平成26年4月1日現在)

| | | | |
|---------------|--------------------------------|--|----------------|
| 扶養手当 (月額) | 配偶者 | | 13,000円 |
| | 配偶者以外 | | 6,500円 |
| | 配偶者のない職員の扶養親族1人目 | | 11,000円 |
| | 16歳から22歳までの子1人につき加算額 | | 5,000円 |
| 住居手当 (月額) | 借家・借間 (上限額) | | 27,000円 |
| | 単身赴任職員の配偶者の借家・借間 (上限額) | | 13,000円 |
| 通勤手当 (月額) | 交通機関利用職員 (上限額) | | 55,000円 |
| | 自動車等利用職員 (通勤距離に応じて) | | 2,000円～24,500円 |
| 管理職手当 (月額) | 管理又は監督 の地位にある 職員に支給 | 部長、支所長 | 79,300円 |
| | | 次長、会計管理者 | 65,800円 |
| | | 本庁の課長、室長等 | 50,100円 |
| | | 支所の課長、本庁の参事 | 41,200円 |
| | | 支所の参事等 | 36,900円 |
| | | 副主幹級職員で園長等の職にある者 | 26,600円 |
| | | ※19年度から引き続き、表中金額の20%を減額して支給しています。 また、医療職については別に定めております。 | |
| 寒冷地手当 (月額) | 世帯主で扶養親族のある職員 | | 17,800円 |
| | 世帯主で扶養親族がない職員 | | 10,200円 |
| | その他の職員 | | 7,360円 |
| | ※支給月 11月～翌年3月 | | |
| 期末手当 勤勉手当 | 支給月 | 期末手当 | 勤勉手当 |
| | 6月 | 1.225月分 | 0.675月分 |
| | 12月 | 1.375月分 | 0.675月分 |
| | 計 | 2.6月分 | 1.35月分 |
| | ※職務上の段階、職務の級に応じて加算措置あり。(5～15%) | | |

※上記の他、宿日直手当や管理職員特別勤務手当等があります。

| | | |
|--------------------|-------------------|------------------------------------|
| 特殊勤務手当 (平成25年度) | 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 5.0% |
| | 支給職員1人当たりの平均支給年額 | 185,922円 |
| | 手当の種類 | 10種類 |
| | 代表的な手当の名称 | 市税等徴収従事手当 夜間看護従事手当 医師の特殊勤務手当 |

| 時間外勤務手当 | 支給総額 | | 1人当たりの平均支給年額 | |
|---------|-----------|-----------|--------------|--------|
| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
| | 111,754千円 | 128,201千円 | 119千円 | 147千円 |

| | 勤続年数 | 支給割合 | |
|------|---|-------|---------|
| | | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 退職手当 | 20年 | 23.03 | 28.7875 |
| | 25年 | 32.83 | 38.955 |
| | 35年 | 46.55 | 55.86 |
| | 最高限度 | 55.86 | 55.86 |
| | ※定年前早期退職の特例措置あり。(2~20%加算) ※退職前5年間の職務内容による調整額の加算あり。 | | |

(5) 一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
|----|----------|------|-------|
| 1級 | 主事、技師 | 86人 | 12.0% |
| 2級 | 主任 | 95人 | 13.3% |
| 3級 | 主席主査、主査 | 231人 | 32.3% |
| 4級 | 副主幹 | 94人 | 13.1% |
| 5級 | 主幹 | 76人 | 10.6% |
| 6級 | 課長、参事 | 100人 | 14.0% |
| 7級 | 次長 | 16人 | 2.2% |
| 8級 | 部長、支所長 | 17人 | 2.4% |
| 合計 | | 715人 | |

※この表は、地方公務員給与実態調査において、一般行政職に該当する職員を、市の行政職給料表の級ごとに区分し記載したものです。

(6) 特別職報酬の状況 (平成26年4月1日現在)

| 区 分 | | 給料月額等 |
|------|-----------|--|
| 給 料 | 市 長 | 845,000円 |
| | 副市長 | 682,000円 |
| | 教育長 | 635,000円 |
| | 監査委員 (識見) | 579,000円 |
| 報 酬 | 議 長 | 510,000円 |
| | 副議長 | 466,000円 |
| | 議 員 | 432,000円 |
| 期末手当 | 市 長 | 支給割合 6月 1.425月分 |
| | 副市長 | |
| | 教育長 | |
| | 監査委員 (識見) | 12月 1.575月分 |
| | 議 長 | 合 計 3.0月分 |
| | 副議長 | ※市長、副市長、教育長及び監 査委員には寒冷地手当も支給さ れます。 |
| | 議 員 | |

※減額措置を講じており、() 内が減額措置前の額です。

※教育長は一般職に属しますが、一般職と別の条例で定められているため参考としてお知らせいたします。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件

職員の勤務時間や休暇については、市の条例・規則で定められており、ここではそのうち主なものを記載しております。

(1) 一般職員の勤務時間の状況 (平成26年4月1日現在)

| 勤務時間の割り振り | | | 1週間の 勤務時間 | 週休日 |
|-----------|--------|-------------|--------------|-------|
| 勤務開始時刻 | 勤務終了時刻 | 休憩時間 | | |
| 8:30 | 17:15 | 12:00~13:00 | 38時間45分 | 土・日曜日 |

※上記の勤務時間は一般的なものであり、異なる勤務形態の場所があります。

(2) 休暇の種類

| 区 分 | 内 容 | |
|----------|---|--|
| 年次有給休暇 | 1年につき20日 | |
| 療養休暇（有給） | 結核性疾患により長期の療養をする必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合で、2年を超えない範囲で医師が認めた期間 | |
| 組合休暇（無給） | 登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合で1年につき30日 | |
| 病気休暇（有給） | 負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合で90日を超えない範囲で医師が認めた期間 (脳血管疾患、悪性新生物、精神科疾患等規則で定める疾病障害により長期の療養を必要とする場合は、さらに引き続き90日の範囲内で延長することができる。) | |
| 特別休暇（有給） | 公民権の行使 | 必要と認められる期間 |
| | 裁判員、証人、参考人等として裁判所等への出頭 | 必要と認められる期間 |
| | 骨髄移植及びドナー登録 | 必要と認められる期間 |
| | 社会貢献活動 | 5日以内 |
| | 結婚 | 7日以内 |
| | 生理 | 2日以内 |
| | 女子職員の出産 | 産前：出産予定日から6週間以内 (多胎の場合14週間) 産後：出産日の翌日から8週間 |
| | 生後1年に達しない子の育児 | 1日2回それぞれ30分以内 |
| | 妻の出産 | 2日以内 |
| | 妊産婦である職員の健康診査 | 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回 1回につき1日の範囲内で必要と認められる時間 |
| | 男性職員の育児参加のための休暇（妻の産前産後） | 5日以内 |
| | 就学前の子の看護 | 5日（子が2人以上の場合は10日）以内 |
| | 短期の介護 | 5日（要介護者が2人以上の場合は10日）以内 |
| | 忌引 | 1日～10日以内 |
| | 父母、配偶者又は子の追悼行事（死亡後15年以内） | 1日 |
| | リフレッシュ休暇（7月～11月） | 3日以内 |
| | 災害による現住居の滅失又は損壊 | 7日以内 |
| | 災害又は交通機関の事故等による通勤困難 | 必要と認められる期間 |
| | 災害による退勤途上における安全確保 | 必要と認められる期間 |
| 介護休暇（無給） | 負傷、疾病、老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等を介護する必要がある場合、連続する6月の期間内で必要と認められる期間 | |

(3) 年次有給休暇取得状況（平成25年1月1日～平成25年12月31日）

| 総付与日数 (A) | 総使用日数 (B) | 使用率(%) (B/A×100) | 対象職員数 (C) | 1人当たりの 平均使用日数 (B/C) |
|--------------|--------------|---------------------|--------------|---------------------------|
| 24,289 日 | 6,482. 日 | 26.7% | 615 人 | 10.5 日 |

※対象職員は、市長部局に勤務する現業職員を除く一般職員です。

※総付与日数には、前年からの繰越を含んでいます。

(4) 育児休業及び部分休業の取得状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を得て、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

また、部分休業とは、3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を限度）について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。

（平成25年度）

| 区 分 | 取得者数（人） | |
|------|---------|------|
| | 育児休業 | 部分休業 |
| 男性職員 | 5 | 0 |
| | 0 | 0 |
| 女性職員 | 17 | 0 |
| | 9 | 0 |
| 合計 | 22 | 0 |
| | 9 | 0 |

※「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」欄の上段には、平成24年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段には、育児休業（部分休業）の期間が平成23年度以前から平成23年度にかけて引き続けている者の数を記載しております。

(5) 介護休暇の取得状況（平成25年度）

| 区 分 | 取得者数 (人) | 休暇の取得形式 | | |
|------|-------------|---------|-----|-----|
| | | 全日型 | 時間型 | その他 |
| 男性職員 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 女性職員 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| 計 | 3 | 2 | 1 | 0 |

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率の維持向上を目的とし、勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合、その他必要な適格性を欠く場合等、地方公務員法に定められた事由においてのみ行われ、本人の意に反して行う不利益処分です。

懲戒処分とは、道義的責任を問うことにより公務の規律と秩序を維持することを目的とし、職員の一定の義務違反に対し、その責任を追求して行う不利益処分です。

(1) 分限処分件数（平成25年度中に発令したもの）

| 処分事由 | 処分の種類 | | | | |
|------------------------------|-------|-----|-----|-----|----|
| | 降 任 | 免 職 | 休 職 | 降 給 | 計 |
| 勤務成績が良くない場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 心身の故障の場合 | 0 | 0 | 11 | 0 | 11 |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 条例で定める事由による場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 11 | 0 | 11 |

※同一の者が、複数回にわたり処分された場合は、処分1件につき1人として計算しています。

(2) 懲戒処分件数（平成25年度中に発令したもの）

| 処分事由 | 処分の種類 | | | | |
|------------------------|-------|-----|-----|-----|---|
| | 戒 告 | 減 給 | 停 職 | 免 職 | 計 |
| 法令に違反した場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 全体の奉仕者にふさわしくない非行があった場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

5. 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として次のような義務や制限が課せられています。

| 区分 | 内容 |
|-----------------|--|
| 法令等及び上司の命令に従う義務 | 職員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。 |
| 職務に専念する義務 | 職員は、法律や条例に特別な定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念をしなければなりません。 |
| 服務の宣誓 | 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければなりません。宣誓とは、服務上の義務を遵守することを宣言する行為です。 |
| 信用失墜行為の禁止 | 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。 |
| 秘密を守る義務 | 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。退職後も同様です。 |
| 政治的行為の制限 | 職員は、特定の政治的行為について、これを行うことを禁止されています。 |
| 争議行為等の禁止 | 職員は、全体の奉仕者という地位の特殊性、職務の公共性から、ストライキ、サボタージュなどの争議行為等を行うことを禁止されています。 |
| 営利企業等の従事制限 | 職員は、任命権者の許可を受けなければ営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。 |

(1) 職務に専念する義務の免除

職員は法律又は条例に特別な定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません。が、「大仙市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生計画の実施に参加する場合等に、任命権者の承認を得て職務専念義務を免除されることがあります。

(2) 営利企業等の従事許可の状況（平成25年度）

| 区分 | 許可件数 | 主な内容 |
|------------|------|------------------|
| 営利企業等の従事許可 | 27 | 統計調査員、研修・講演会の講師等 |

6. 職員研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

| 区分 | | 人数 |
|-----------------|---|-----|
| 階層別研修 | 新規採用職員研修 | 22 |
| | 3年目職員研修 | 19 |
| | 主任研修 | 12 |
| | 係長研修 | 16 |
| | 課長補佐研修 | 16 |
| | 管理職研修 | 26 |
| 能力開発研修 | 県市町村合同研修 (民法基礎、ロジカルシンキング、法制執務基礎、行政法基礎、意思決定能力向上、地方財政、企業と自治体の財務の見方、リスク認識力向上、クレーム対応力、折衝力・交渉力向上等) | 31 |
| 派遣研修 | 海外研修 | 2 |
| その他の研修 | A Rを活用した大仙市の新たなP R戦略(管理職研修) | 150 |
| | 少子高齢化と人口減少問題について(部長級・次長級研修) | 22 |
| | 大仙市が輝き続けるために(部長級・次長級研修) | 32 |
| | 女性パワーアップ研修 | 100 |
| | 建築工事技術の具体的な進め方 | 1 |
| 任命権者毎の 専門研修等 | 議会事務局 (議会事務局併任職員研修会、県南地域市議会事務局職員研修会、議員年金制度に関する研修会、東北市議会議長会事務局職員研修会、全国市議会事務局職員研修会等) | 18 |
| | 教育委員会事務局 | 0 |
| | 選挙管理委員会事務局 | 0 |
| | 監査委員事務局 (秋田県都市監査委員会事務局職員研修) | 2 |
| | 農業委員会事務局 (東北管内農地転用制度等実務研修会、農業委員会職員農地事務研修会、農地保有合理化事業業務研修会、農地事務担当者研修会、農業委員会職員業務運営研修会、農業者年金業務担当者研修会、東日本ブロック農業委員会職員現地研究会等) | 18 |
| | 水道局 (地方公営企業会計制度等の見直しに関する研修会、地方公営企業財務会計講習会、公営企業財務会計研修会、地方公営企業における消費税実務研修会、アセットマネジメント研修会) | 10 |

(2) 勤務成績の評定

大仙市では、業績（成果）及び行動面（能力）の2つの視点から評価する人事評価制度を平成22年度から試行的に導入しております。

これは、目標による管理の手法を活用し、担当業務の目標をどれだけ達成できたかを判断する「業績評価」と仕事の結果を出すための職務行動を評価する「行動面評価」からなる評価制度です。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況（平成25年度）

| 区 分 | 内 容 | 受診者数 |
|--------|---|-------|
| 定期健康診断 | (全員が対象) 身体測定、胸部X線、血圧、尿、心電図、 血液、眼底、便潜血、視力、聴力 | 701 人 |
| | (希望受診) 胃がん検診 | 159 人 |
| 人間ドック | (希望受診) 秋田県市町村職員共済組合の助成有り | 356 人 |

(2) 公務災害の認定件数（平成25年度）

| 区 分 | | 申 請 件 数 | | |
|------|---|---------|-------|--------|
| | | うち認定 | うち不認定 | うち継続審査 |
| 公務災害 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 通勤災害 | 1 | 0 | 0 | 0 |

(3) 大仙市職員互助会の状況（平成25年度）

大仙市職員互助会では、大仙市職員の共済制度に関する条例に基づき、職員の相互共済及び福利増進を目的とする事業を行っております。

| | | |
|--------|-----|--|
| 会員数 | | 1,076 人 |
| 会員掛金 | 金 額 | 19,622,695 円 |
| | 掛金率 | 給料×5/1000 |
| 市補助金 | | なし |
| 主な事業内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・慶弔給付 { 弔慰金、出産祝金、結婚祝金、 銀婚祝金、歳祝金、勤続祝金、 壮健祝金 ・見舞金 ・災害共済 ・職員レクリエーション助成 ・サークル助成 ・食堂、売店の運営 |

(4) 職員の利益の保護の状況

地方公務員法第46条の規定に基づき職員は、公平委員会に対し、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、当局が適当な措置が執られるべきことの要求や、不利益処分に関し不服申し立てをすることができます。

大仙市では、公平委員会がありませんので、この事務を秋田県人事委員会に委託しており、平成25年度における業務の状況は、次のとおり報告を受けております。

①勤務条件に関する措置の要求の状況

| 平成25年度中 要求件数 | 平成25年度中処理件数 | | 平成25年度末 継続件数 |
|-----------------|-------------|----|-----------------|
| | 却下 | 判定 | |
| 0 | 0 | 0 | 0 |

②不利益処分の関する不服申し立ての状況

| 平成25年度中 要求件数 | 平成25年度中処理件数 | | 平成25年度末 継続件数 |
|-----------------|-------------|----|-----------------|
| | 却下 | 判定 | |
| 0 | 0 | 0 | 0 |